

平成 2 1 年第 6 回

# 香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日 開 会  
平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 6 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 1 0 日 火曜日

平成21年第6回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年11月10日（火曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月10日火曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	20番	大石綏子
7番	千頭洋一	21番	西山武
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

12番	久保信彦	19番	前田泰祐
-----	------	-----	------

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	片岡芳恵
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	岡本博臣
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長兼参事	萩野泰三
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第101号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）  
議案第102号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第103号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第104号 香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）の請負契約の締結について  
議案第105号 香美市新庁舎建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結について  
議案第106号 香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について

議事日程

平成21年第6回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成21年11月10日（火） 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）専決処分事項の報告について

報告第 25号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について

報告第 26号 専決処分事項の報告について

平成21年度香美市立山田小学校耐震改修工事（建築  
主体工事）にかかる請負契約の一部を変更する契約の  
締結について

報告第 27号 専決処分事項の報告について

市営住宅の明渡し及び住宅使用料の請求に係る訴えの

提起について

報告第 28号 専決処分事項の報告について  
市道西臼井1号線での脱輪事故の損害賠償額の決定に  
ついて

報告第 29号 専決処分事項の報告について  
損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 30号 専決処分事項の報告について  
学校給食費滞納整理における訴えの提起について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第101号 平成21年度香美市一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第102号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第6 議案第103号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第104号 香美市新庁舎建設工事(建築本体工事)の請負契約の締結について

日程第8 議案第105号 香美市新庁舎建設工事(電気設備工事)の請負契約の締結について

日程第9 議案第106号 香美市新庁舎建設工事(機械設備工事)の請負契約の締結について

**会議録署名議員**

14番、島岡信彦君、15番、依光美代子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時30分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、これから平成21年第6回香美市議会臨時会を開会をします。

議事日程に入る前に報告をします。12番、久保信彦君と19番、前田泰祐君は、入院のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に、開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。平成21年第6回香美市議会臨時会を開会するに当たり一言ごあいさつを申し上げます。

立冬を迎えたとはいえ暖かい日が続いておりますが、議員各位は何かとご多忙の中ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件6件と、議案第101号から議案第106号までの6議案が上程をされております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて14番、島岡信彦君、15番、依光美代子君の兩名を指名をします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めましておはようございます。18番、山本でございます。

本日招集されました平成21年第6回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された6件の提出議案については、委員会付託を省略し、本会議方式により審議に付し採決まで行うことと決定をいたしました。

次に、その他の協議事項で協議した点についてご報告いたします。

本日、臨時会閉会后に平成20年度の決算審査を予定しております。

次に、議会議員等の行政視察研修の予定及び内容については、お手元にお配りしました資料のとおり明日11日から13日までの間、福井県あわら市と滋賀県甲賀市で各常任委員会1項目、合計3項目の視察が予定されておりますのでご報告します。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力を

お願いをいたします。

以上、議会運営委員会からのご報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

去る11月4日に九段会館で行われました過疎地域自立促進連盟総会で決議され、新過疎法制定促進総決起大会の後、高知県内選出国會議員に対し要望活動を行いましたのでお手元に配付をしておきました。

翌日5日には、全国都市会館で広域行政圏市議会協議会理事会が開催され、議決された要望書についてもお手元に配付をしております。今後要望活動を行ってまいりたいと思います。

次に、市長から地方自治法第180条の規定により、報告第25号から報告第30号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第101号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）から、日程第9、議案第106号、平成21年度香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてまで、以上6件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日ここに平成21年第6回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして、各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

諸般の報告につきましては12月議会に行わさせていただきますが、早速でございますが今議会に付しております議案に対する提案説明を申し上げます。

報告第25号から報告第30号は、専決処分事項の報告でございます。

次に、議案第101号は、平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）です。規模は、歳入歳出予算の総額に2億3,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算それ

ぞれ166億3,306万2,000円といたしました。概要は、歳入では庁舎建設事業債及び農地有効利用支援整備事業補助金の追加、歳出では簡易水道事業会計への繰出金の減額と庁舎建設工事及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の追加が主なものとなっています。

議案第102号は、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）となっております。

議案103号は、条例の制定であります。このことは、さきに発生しました職員の不祥事に関しまして、監督責任を明らかにし、市長及び副市長並びに収入役の給与月額の見直しを行うための条例改正でございます。たび重なったの不祥事に対しまして、心からお詫びを重ねて申し上げます。

次に、議案第104号から議案第106号は、平成21年10月28日に一般競争入札に付しました香美市新庁舎建設工事の請負契約の締結についてであります。

以上、報告6件、議案6件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）                      これで市長の提案理由の説明を終わります。

次に、報告第25号について補足説明があります。住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）                      おはようございます。議長の許可いただきましたので、住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起につきまして、一部お断りと補足をさせていただきます。

香美市長の専決処分事項の専決日の件ですが、「住宅新築資金、住宅改修資金または宅地取得資金貸付契約書に基づく貸付金の償還に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事」につきましては、市長が決裁した日が専決日となるわけですが、私の思い違いから訴訟提起につきましては、今まで裁判所に訴状を提出した日を専決日として報告していました。実際訴訟を提起する場合、決裁を受けた後弁護士等に依頼しまして訴状を作成しますので、訴訟提起まで、いわゆる裁判所に訴状を提出する日までの日数が数カ月かかること、その間には弁護士等の助言もいただくために内容が変更されたり、また、状況が変わり債務者が支払いを始めるなどで訴訟そのものを保留することもありますことから、一番確実な内容であります裁判所に提出した内容を報告していたものです。結果的に今回報告日がおくれたことになってしまいました。どうも申しわけございませんでした。今後は抜かりなく報告していきますので、ご理解いただきたいと思います。

今回の報告につきまして少し補足させていただきます。

今回の報告書をごらんになって、おやっと思われた方も多いと思います。主債務者であります3点目と4点目の分ですが、〇〇〇〇という方が主債務者になっておりますが、



これから、報告第25号から報告第30号までの専決処分事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

この報告によると、この〇〇さんのほうと〇〇さんのほうが同じく土地と建物のお金を借りてるんですけど、これ物件そのものは現在あるのかどうかということと、それは今どういう状態、だれが使用しているのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） はい。そしたら、説明させていただきます。上から順番に行きます。

4件とも場所は〇〇です。同じような敷地の中に並んで建っております。そのことをまず申し上げておきます。

それで、まず、〇〇の新築資金ですが、この建物につきましては平成13年に旧土佐山田町が競売をしております。物件は競売されまして、配当期日は平成14年1月18日、手続費用を含めまして約150万1,000円徴収しております。その時点でもう物件は移っております、競売落札者に。それで、その主債務との差額を今回請求するものでございます。

次に、宅地取得資金ですが、この分は平成54年に貸し付けたものでして、旧土佐山田町は抵当権をとっておりませんでした。

「昭和」という声あり

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） あっ、ごめんなさい、昭和54年、済みません、昭和54年です、済みません。

で、昭和59年から他債務者がこの土地につきまして競売を行いまして、売れたのが平成8年、旧土佐山田町は抵当権を設定しておりませんでしたので配当はございませんでした。この年に名義変更、いわゆる競売落札者に変更になりまして、もう物件はございません。ほんで、いわゆるこの残額分につきまして、今回の訴訟では請求するものでございます。

それから、〇〇さんの新築ですが、これにつきましては、同じく昭和59年から他債務者が上記建物につきまして競売を実施、同じく平成8年に物件売却されまして、同年、約112万ほどのお金の配当がっております。これは抵当権を設定していた関係で配当があったものでございます。差額につきまして請求するものでございます。

それから、この4点目の宅地取得資金ですが、この宅地取得資金につきましても昭和59年に他債務者が競売を実施しております。もう、いわゆる全部同時です。平成8年に同じく売却されまして、平成8年12月に配当金が、元金、利子含めて285万5,000円ほど入金がありました。この時点で元金につきましては完済でございます。それで、差額利子とこの配当までの遅延損害金、その分につきまして今回請求しております。

ます。

物件につきましては、4件とももう既に競売落札者のほうに移っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。報告第26号についてお伺いをいたします。

報告第26-2で6つぐらいあるんですが、その上の端の丸、外壁吹きつけ工事において、「上塗りに適さない仕上げ塗材の変更を行う。」と、こうなっておりますけれども、これは当初から上塗りに適すのか適さないのかわかっておると思うんですが、そこからあたり、専門的なことはわかりませんがそれをお伺いいたします。

それと、全体で1,200万円余りということの増額になっておりますけれども、それぞれの金額、増額になった6つの場合のそれぞれの金額を参考のためにお聞きをいたします。

それと、これは確認ですが、報告第28号、これで市道の管理不十分ということで、脱輪ということがございますけれども、当然市道側からの雑草と、このように解釈をいたしますけれども、これは舗装道だと思うんですが、舗装道の場合に市道側からの雑草がそのように生えるものなのかどうか、確認をいたします。お願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

大宮小学校の改築耐震工事の件ですけれども、屋内運動場の外壁の吹きつけ工事…。

「山田やろ、山田小学校」という声あり

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） あっ、失礼しました、山田小学校、はい、失礼しました。

屋内運動場の外壁の吹きつけ工事の件ですけれども、この変更については、現状はやわらかい吹きつけ材が使用されております。で、設計の中でかたい塗材、複層塗材ということで、それを、かたいものを塗りつけますとひび割れなどの劣化を起こすというようなことが判明しました。そういうことで、メーカーからも厳禁されているというところがあって、変更後、やわらかい防水系の複層塗材ということに変更をいたしました。私たちがそういうことをちょっと勉強不足で気づかない面がありました。

それで、丸、6つの変更があるわけですが、上から行きますと、その吹きつけ工事については58万2,977円です。渡り廊下の件につきましては56万5,151円です。あと丸の3点目ですけれども、ジャンカが発見されたわけですが、ブレースを組み込む際に、この工事について122万4,788円です。それと、あと校舎職員室のOAフロア工事を変更したという点については209万1,862円です。5点目の屋内運動場の南面の側溝、グレーチングを敷いた関係の工事については10万2,654円です。それと、校舎の防火戸に不備がありまして、改修工事を追加したと

というのが795万1,772円ということになっています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 私のほうから、市道の草の状況ということでお答えを申し上げます。

市道は、4メートル幅のコンクリートで擁壁をつくった市道でございました。南側の畑の雑草とコンクリート擁壁と舗装との間から生えた草とが一緒になりまして道路側に倒れてきておったという状況で、その道路の境目と、道路と畑の境目が確認ができなかった、当時はどしゃ降りだったようでございます。対向車が来たのがに、強引に来たからちょっとこうよけて、ちょうどその南へ入る道のバチの部分でありましたので、それへ脱輪をしてしまったという状況であります。草は道路側にも生えておりましたし南側の畑からも出てきておったという状況であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 矢野君、えいかね。

○2番（矢野公昭君） はい。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

報告第26号ですけれど、下の端のその校舎の防火扉ですよ、これすごく大切なことで、老朽化でこれ直さないかんというのはわかります。こういうことは耐震診断のときにもうわかることではないですか、その辺ご説明を願います。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

防火戸については、14カ所中12カ所の改修工事ということになります。途中で、電気工事とかをやる関係の中で、火事が起こった場合は扉が閉まるようになるわけですが、そういうところで、途中で気づいたというようなところがあります。いろいろ基準も変わってしまっていて、防火戸1枚、3平米を超える分については、くぐり戸が必要であるとかいろんな基準が変更された分がありまして今回の改修というところになってます。設計の段ではちょっと私ども関係が、気づくことができませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田です。報告第29号でちょっとお伺いをします。

これ損害賠償の額が6万8,328円で、ほいて、和解の内容として香美市が25%。先般消防長のほうから事故説明をお伺いしたときに、皆さんどう思うたか知らんけど、私は、これは救急がサイレン鳴らしながら交差点を走るさなか、そういった事故であるがために香美市としてはゼロやいう私は認識を持ってました。これが25%になつとる

いう、その原因は何か、スピードの出し過ぎとか、また左右の確認不足があったとか、そういうような、どういう要因でこれ25%になったかということと、そして、これは消防の職員の皆さんに、ドライバー、その人なんかには今後影響を与えるんじゃないかと、そこらのことについて、消防長はどんなに思うとんか知らんですけど、1分1秒を争う中でサイレンを鳴らしながら交差点なんかやったら走っていくと思います。そういう中で、こういう事故で消防署の消防車にも過失があるというような、こういう事例はドライバーの人にとってもかなりまた、何いうですか、重荷いうんか、そういうもんを与えるんじゃないかと思えますけど、そこらちょっと見解をお願いしたいですけど。

それで、この和解の内容で、相手方は158万5,000円のうちの75%、75%の118万円ということは、香美市はこの25%分を払わないかんですわね。そこらは全部これ保険で、39万6,000円余りになりますけど保険対応ですか。その3点についてちょっとお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さんのご質問にお答えいたします。

今回のことにつきましては、事故の原因、状態につきましては前回消防長のほうから説明ございましたので、保険の交渉につきましては保険会社のほうから聞いておるのは、最初6・4という形で向こうの保険会社が交渉に来たという中で、途中でいろいろ交渉、香美市の場合は町村会が窓口でございますが、そこの話の中で順にしていって、最終的に75の25ということで示談が成立したという報告のみを受け取っております。だから、その中身につきまして、これ以上争うとかいうことにつきましては、香美市としてはしないという結論に至りましたので今回の報告となりました。その示談の中で158万5,000円、これは香美市の救急車の損害のお金でございますが、この分（158万5,000円のうち75%の118万8,750円）が相手さんの保険からおりてきます。その分の中で、今回出てます（香美市負担額）6万8,328円をその中から相殺したもんでお支払いすると、最終的には、香美市のほうへこれを差し引いたもんが112万422円か、これが香美市のほうへ入金になるという状態に現在はなっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 織田議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

職員につきましても、事故の後、十分総体的な注意はしております。これ前回の報告したときには決着がついてない状況の中で、過去に県内で消防、救急車、緊急自動車が事故をした事例をもとにお話をさせていただきまして、先ほど財政課長が言いましたように交渉そのものは町村会の保険の担当の方が向こうの保険の担当の方と交渉しますので、細かい状況は私もまだ聞いておりませんがその中で過失割合というのが出てきて、25%というのは、こちらとしては当然不服で持っておりますが、物事解決ということ

で、争わないということでこういう割合になったのではないかというふうに推察はしております。が、担当職員につきましても、その確認とかそういうすべて細かいところの話を聞かましても、特に過失があったというふうに一応こちらとしては判断はしておりませんが、事故は双方が全く、100・ゼロということに、緊急自動車の場合ならんとこれから先の業務にも影響しますので、そういう点、今回のこういう形でついたことについても注意をして、今以上に注意して運行するようということでの注意はしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 報告第29号の件ですが、今現在車両はもう原型で復帰されて稼働しているかどうかと、それと、報告第30号ですが、この債権額の内訳、子どもさんが1人とか2人とか、それから、あともっと滞納していたんだけど債権額がこれだけになったとか、その内訳を、この21万2,605円をお願いします。

それと、この被告はどういう理由で滞納をしているのか、生活困窮か、またいわゆる悪質滞納者の部類に入る事例なのか。

それと、内容の説明がありますが、債務者から異議申し立てというのがありますが、異議申し立ての内容についてお聞きをします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 大岸議員さんのご質問にお答え申し上げます。

修理が完了し次第、返ってきて、現在は稼働しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 報告第30号についてお答えいたします。

滞納額は、この方は子どもさんが2人おいでまして、1人はもう中学校を卒業されております。その子どもさんの滞納が3万6,500円です。そして、もう1人妹さんがおいでまして、その方は現在小学校6年生でございます。子どもさんの滞納額が、17万6,105円となっております。

そして、この方は自営業をされておまして、収入についても一定はしてない現状があるようです。そういうことから滞納が重なったということで、分納誓約等も結んでいただいておりますけどなかなか納めていただけない。再度、再々度催告しても入らないということで、支払い督促の申し立てを行ったところ です。

そして、異議の申し立てが出て訴訟になったということですが、異議の申し立ての内容につきましては、月々、ちょっと額は確認しておりますけど、8,000円ぐらいでなかったかと思いますが、また後ほど報告させていただきますけどそれで分納したいということでありましたが、それではなかなか完済できないということで訴訟に至ったということです。それで、20日に口頭弁論に出廷せよということで裁判所から

通知が来ております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

報告第27号、この相手の方はまだ若い方で元気で働いてると、収入もあるということとは私のほうもわかるんですけど、この人がこういうことになった、なるまでの行政の対応として、連帯保証人を当然この人はつけてると思います。これは2名ということではなくて、この人は古くから住宅におった関係で、〇〇に入居してる関係で保証人が2名そろわなかったかもしれませんが、そういうときに、こういう事態になるまでに連帯保証人に対するアプローチというか、そういうことについてどのような形が成り立ってるかと。

それから、もう1つは、この人は時既にもう住宅から出ていくということが本人の意思としてあるということで、そこまで準備が進んでるということですけど、そういうことも役場（市役所）のほうはわかっているのかどうか。

その連帯保証人が、〇〇については、これは住宅におった人が横滑りで入ってなく新しい公募で、いろいろな地域から募集に応じて入ってきてるんですが、その場合でも連帯保証人は1名でもえいと、県外でも構んでるところまで非常に緩やかになってるということで入ったという話聞いてるんですが、その連帯保証人について条例上どういふのになって、それが厳格に〇〇なんかでは守られてるのかどうか、それもあわせてお答えをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんのご質問にお答えします。

議員さんご存じのとおり、この方も顔見知りの方と思いますが、私の引き継いだ後の状況につきましては、平成4年に黒土団地の新しい、建てかえに伴って〇〇に入居したと。その時点で多分連帯保証人、そういった部分につきましては、その時点の判断でなされておると思います。

それから、実際は住宅、収納に以前からおくれがちなながらも入金を繰り返しておったと、それから、平成18年度から督促等で一括して入ったというような状況が繰り返しておりました。担当の報告によりますと、金銭的に比較的ルーズじゃないかというような報告受けております。それで来まして、平成20年4月22日付で8カ月分の未納という大きな事態が出てきましたので、その中で収納管理課と住宅係とで呼び出しをかけまして、住宅使用料の返済計画それから誓約書を締結しまして、誓約に基づいて納入が継続して行われておりました、いつとき。その後、また同じく同年10月分から滞納が発生しまして、平成21年4月14日に再度の返済計画をもう1回しました。しかしながら、それが履行されないために今回の明け渡しの訴訟というふうに、結果になってございます。状況からしますとこの方露天商が職業のようございまして、帰宅時間も遅

い、そういった部分、帰らないことも多々あるようでございます。

それにつきまして、明け渡し訴訟につきましては、平成21年7月6日付で1回目の明け渡し請求を出しております。それから、続きまして、同じく2回目としまして平成21年9月に再度明け渡しの請求、これはいわゆる市長名での明け渡ししてくださいという請求でございます。それにつきましても、基本的に本人に到達してないという状況が出てきまして、再度、もう一度、今度は本来の明け渡し訴訟に移る段階でも弁護士等の話の中で、本人に到達してないのに訴訟を起こすことについてはちょっと問題がありやしないかということで、直接、この方が働いている場所を見つけまして、担当が直接本人に手渡したという状況がありまして今回の提訴、訴訟というような形になってございます。先ほど議員さんが申されましたように、内容を本人と面談して聞きますと、別のところにお母さんと妹さんか何か住んでおられて、現在のところで住む必要もないというような口頭での話もあるようですけど、実際のところ本人に明け渡すということの了解を得ておりませんので、香美市としましては、行政上の手続としてこういう形をとらせていただくということになっております。

以上です。

- 11番（片岡守春君） 連帯保証人についてはどんなやろ。
- 議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。
- 財政課長（後藤博明君） 連帯保証人につきまして、条例、規則の中では、市内の者であるというような明記はございません。ただ、その中で、従前におきましてはできれば市内の部分で、資力に対して同等以上というようなことはうたわれておりますけど、現在そうなってますので、やむを得ぬ場合は県外、そういった部分につきましても現在認めておるという状況でございます。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。  
はい。11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） 関連やけど、この人に対する連帯保証人いうものはつけちゃうと思うけど、この人については、こういう事態のことについては何か連帯保証人にも相談するもんかね、それは一切してないかね。
- 議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。
- 財政課長（後藤博明君） その件につきましてはちょっとここに資料がないんですけど、現在こういった状況の部分につきましては、現在のその他の案件につきましては、連帯保証に対しても同日、同じような督促を出すようなシステムに変えておりますので、現時点ではこの方の保証人にも話は行っておるといふふうには感じておりますが。
- 議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。
- 3番（山崎龍太郎君） 3番。2点ほど伺います。

報告第28号ですが、市道においてですわね、こういうことは今後も起こり得るといふことですが、そういう維持管理の面からどのような対策をとっていかれるのか、何か

こういうことが起こった後やっぱりされているのか、するんであるんやったら、草というがはまた生えてきますのでいろいろしなければならぬと思いますが、そういう部分の位置づけは担当課としてはどうなっているのか、その点を伺います。

それと、報告第30号ですけれども、中身はわかったんですが、被告が2人、ご夫婦と思うんですが2人ですわね、これ常にこういう形で出てきますかね、ちょっとその点確認ですけど。普通給食費は、払うのは世帯主さんなんか払うような仕組みになっていると思うんですが、ここでご夫婦やったらお2人を、夫婦別れしてるんであればお2人を提起するということがあるかもしれませんけど、ちょっとこの中身について、どういう事情でお2人の債務者という格好で被告として争っていくのかという点についての説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

草というのはやっぱり生えてきます。どうしても手の足りないところというのがはあろうかとは思いますが、現在もその地元に委託をして草刈りをしているところも随分あります。それと、委託はしてないけれどもボランティアで刈ってくださってるところもございます。距離が非常に長いものですので職員だけではどうしても手が足りないということはあるかとは思いますが、今後日常業務の車の運転の中でパトロールの強化をし、特別なことはなくても地元からの報告とかをいただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 給食費につきましては、子どもさんの親御さん、ご両親に一応支払いの義務がありますので、今回は父親と母親に対して申し立てをしております。どちらかが支払いしていただければそれでよろしいですけど、父親、母親、どちらかが私は払いませんとかいう部分になりますとややこしくなりますのでお2人を一応訴えの相手方にしたわけでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、本臨時議会に提案された議案第101号から議案第106号までの案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に提案された議案第101号から議案第106号までの案件は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから、日程第4、議案第101号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、私のほうから平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）の補足説明をご説明いたします。

議案第101号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）

平成21年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億3,306万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由

庁舎建設事業及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳、ページですと議案101-3ページから議案101-5ページ及び議案101-7ページから議案101-24ページまでは、議案101-25ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に2億3,211万5,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ166億3,306万2,000円としました。

概要は、歳入では庁舎建設事業債及び農地有効利用支援整備事業補助金の追加、歳出では簡易水道事業会計の繰出金の減額と庁舎建設工事及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の追加が主なものとなっております。

続きまして、議案101-6ページ、「第2表 地方債補正」につきましてご説明いたします。

括弧内の庁舎建設事業債を2億3,780万円増の2億8,900万円としました。補正後の起債としました。それで、補正後の起債限度額の総額は2億3,780万円増の23億9,558万1,000円としました。なお、借入資金に地方公共団体金融機構資金を追加しております。その他、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございますのでよろしく申し上げます。

以上で補足説明を終わりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、1点、今の説明で地方公共団体金融機構資金ですかね、ちょっと初めて聞くんですけどもどういう優位性を持っているのか、民間と比較してね、その点についてまず確認させてください。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 済みません、法律改正で名称が変更になったんですけど、そのいきさつについて、ちょっと資料を別の資料を持ってきておりますので後で説明します。（後に追加説明あり）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案101-21ページの高規格救急自動車、備品購入ということで3,512万5,000円と、先ほどの報告の案件のときに事故車も修理が完了して使っていくということで高規格救急自動車2台ということになりましたわね。昨今の状況の中で大変救急車も忙しく動いてるという状況もあるんですが、再度事故車も使えるということになったときに、2台必要でという、また今回の判断に至った経過ですわね、その点についての説明を下さい。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 山崎議員さんのご質問にお答え申し上げます。

今回予算計上させていただいております救急車につきましては、香北分署に配備する予定でございまして、先般事故をして直って、予備車として稼働しております救急車は平成12年に購入したもので相当の期間がたっておりますので、香北分署のほうは平成17年です。それももう非常に走行距離が伸びておりますので、今回の予算計上の分で香北分署を更新をしまして、香北分署の現在使用しております救急車を本署の予備車に充てるという計画でございまして。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。山崎です。

議案101-18ページですけれども、農業生産体制強化緊急整備事業、前回は大葉の印字機とかユズの何か予冷庫ですか、ということだったかと思うんです。今回はどういったものをするのかご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。議案101-18ページ、

農業振興費の農業生産体制強化緊急整備事業にお答えをします。

まず、ユズの選果ラインのほうで、選果機のほうのセンサーがふぐあいが出ております。ほんで、今回この緊急とついた事業が国の経済対策でやる部分でございますので、この県の有利事業を今年提示をしていただいておりますので、その事業へ手を挙げさせていただいております。内容については、ユズの選果機のセンサー、カメラの関係でございます。もうこの選果ラインがとまりますと大変なことになりますので、緊急にこの事業で対応するように予定をしております。制御板とかそれから荷受けの作業板、そしてその品質センサーのカメラの部分でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

同じく議案101-18ページなんですけれども、19節の農地有効利用支援整備事業補助金、これどこを行うようになったかでしょうか、ご説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。依光議員のご質問の同じ19節の支援整備事業でございますが、香美市全域でございます。どこというと、この総件数につきましては21件でございます。香美市が地域から要望をいただいた箇所、それが8カ所、それから、地域から、土地改良区とかいろいろな事業主体が、JAとかそれから土地改良区等が事業主体になりますので、その事業も含めると香美市全域で21カ所ということになります。少額工事で、水路を補修するという工事でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 済みません。15番、依光ですけど、新しい政権になったときに、この関連の事業を出してない分は一時ストップさせていただいてというような通達があったように聞いてはいたけど、それができるようになったんでしょうか。それとは別の事業なんでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） はい。これが、国が動いて減額対象になった部分の補正の部分でございます。1次補正と2次の部分で、基本的には県下全域の対象事業でございますが、先にまず手を挙げた地域というか、採択の部分で減額前に補正になっておった部分、その部分について採択になった部分でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 済みません。先ほどの山崎議員さんの質問の地方公共団体金融機構につきましてご説明させていただきます。

この機構につきましては、地方公共団体金融機構法というものが平成20年に成立されまして、設立が平成20年8月1日というふうになっております。その中で昔の公営企業金融公庫、この部分に公営企業債、一般会計債等もありましたけど、その次に地方公営企業等金融機構というふうになんか名前が変わりまして、その次にこの6月、今年になり

まして地方公共団体金融機構というふうな名称変更になっております。これにつきましては、通常今までの公営企業債それから一般会計債の中の部分も、地方道路等整備事業合併特例事業とかそういった部分も広く貸し出せるというふうな機構に再編成されたので、今回につきまして、改めて貸し付け先のそういうふうな名称を加えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案101-16ページでお聞きします。

新改保育園の防水工事が改修に切りかわったという説明がありますが、その改修の内容をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、大岸議員のご質問にお答えをいたします。

この内容ですが、当初は屋上の防水工事をということでやっておりましたが、点検した結果ひさし部分の防水と、それから手洗い場の囲みの部分がゆがんでおりますのでその改修、それからプールの塗装がはげておりますのでそれを改めて塗り直すといったこと等でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） まず、議案101-14ページですが、交通輸送対策のこのバス購入費ですわね、これ何台なのか、ちょっと前聞いたかもしれませんが再度確認させてください。

それと、議案101-15ページにプラザ八王子関係のボイラーの取りかえ工事がマイナスということで、入札減というふうな格好だと思んですけども、実際私前から気になるのは、おふろの関係が香美市にないということで一般質問もさせてもらったんですが、老人憩の家もボイラーが傷みかけでなかなか湯も沸きにくいような状況の中でも頑張ってるやってるが、ただ、これもめどもないというふうな方向性も出されてるわけですが、やっぱり市民がふろがないという状況の中で、こうやってボイラーをプラザ八王子のほうに取りかえて機能的になるのであれば、もうちょっと市民に開かれたおふろというふうな発想を持ち得ないのか、今後。

また、老人憩の家のほうのおふろは今後なかなか、これとは関係ないんですがどういうめどを持っているのか。大変生活弱者がおふろがないということで困窮している例も聞いたりもしますが、そこら辺のことが、今回の補正でも財調の基金にまた積み立てをするというふうな状況も出ている中で、やはりそういう市民から要望のある政策というのがさまざま組み立てられていることはわかるんですが、まだ手が足りないんじゃないだろうかというようなところは思うんですが、その点についての見解を求めます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の交通輸送対策費についてお答えをいたします。

バスの更新につきましては、年次を追って順次入れかえていくという形をとっております。平成21年度につきましては、もう既に予算をいただいております不寒冬、西又線のバスをかえるという作業をしておりますけども、今回経済危機対策臨時交付金が充てられることになりましたので、平成22年度に予定をしておりました別府線、このバスについて入れかえをしたいということで予算をお願いしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

プラザ八王子の給湯用の温水ボイラーは、確かに入札残です。

宝町老人憩の家のことは、以前にもご質問とかありましたけど現在まだ使えております状態ですので、特にこの予算等では上げておりません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありま…。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 議案101-22ページの学校管理費のスクールバス購入ですが、何人乗りを購入して、どのような利用を考えておりますか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。依光議員のご質問にお答えいたします。

現在のスクールバス、物部町の神池方面へスクールバス出ておりますけれども、現在のは15人乗りで、平成7年購入ということで老朽化もありますので、経済対策の関係で購入したいというところです。現状並みの15人程度のバスを予定しています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番。

議案101-23ページですけれども香北体育センター、これ屋根工事とまた別に、ほかに工事をするということで組み替えになってるかと思うんですけども、どういった改修工事をされるのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長（竹内 敬君） 山崎議員の質問にお答えをいたします。

当初予算で各体育センター、屋根塗りかえ工事だけを組んでおりましたが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が出てきましたためにこの屋根以外に壁でありますとか、それから屋内体育館ですので照明を含めた電気工事部分がふえまして、500万円増に

になりました972万5,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第101号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時52分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第5、議案第102号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 議案第102号の提案説明をします。議案102-2ページをお願いします。

議案第102号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,470万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

事業費等に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、議案102-3ページ、議案102-4ページ及び議案102-5ページ、議案102-6ページの歳入歳出補正予算事項別明細につきましては、議案102-9ページの補正予算提案説明書により説明させていただきます。

議案 102-9 ページをお願いします。

平成 21 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）提案説明書

今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額から 1 億 1,000 万円を減額し、歳入歳出予算それぞれ 4 億 8,470 万 7,000 円としました。

（歳入）

2 款「繰入金」

一般会計繰入金 1 億 1,000 万円を減額しました。

（歳出）

1 款「事業費」

1 項簡易水道費で、水道施設集中監視装置更新工事費 1 億 1,000 万円の減額となりました。

前のページの議案 102-8 ページをお願いします。15 節、水道施設集中監視装置更新工事費の減額 1 億 1,000 万円につきましてご説明申し上げます。

既に 6 月定例議会におきましてこの予算額の 2 億円をお認めいただいたところですが、先月 19 日の議員協議会でご説明しましたとおり、最適契約者が最低見積もり額であり、既決予算に多額の不用額が見込まれ今回減額補正をするものでございます。補正内容につきましては、既契約額、現発注額の 7,822 万 5,000 円と、現段階で予測しがたいことや今後工事の実施過程で必要と認められる追加機器など、変更対応できる工事費を合わせましてこの業務に 9,000 万円の工事費が必要となります。このことから、既決予算の 2 億円より 1 億 1,000 万円を減額補正をするものでございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第 102 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 102 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6、議案第 103 号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

（市長、門脇槇夫君、副市長、石川晴雄君、収入役、明石 猛君 退場）

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第103号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年12月1日から同月31日までの間における市長、副市長及び収入役の給料月額、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から当該給料月額の市長にあつては10分の2、副市長及び収入役にあつては10分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

平成21年10月14日に本市職員が公金横領により懲戒免職の処分を受けたことについて、職員の不祥事の監督責任を明らかにし市長並びに副市長及び収入役の給料月額を減額するため条例を改正するものです。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですか…やる？

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 済みません、1点だけ。

この間報告も受けてきたわけですがけれども、基準を定めるみたいな話でしたわね。その作業はもう完了されて、どのような内容なのか、その点を尋ねます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お答えします。

今月5日に課長会議を開きましてこの件について報告をさせていただきました、市長から翌日6日に管理職に対しまして指示が出ております。

その第1点は、まず、単数で外部団体の会計を取り扱っているところについては、直ちに複数の職員で印鑑、現金、通帳等を取り扱うようにするとの改正を指示しています。

第2点には、外部団体の会計並びに事務を取り扱っていることにつきましては、当該の団体と速やかに協議をして、団体の自主的な活動でこれらの事務、会計が処理されるように取り扱うように指示されてます。

第3点には、外部団体で特に市の補助金を受けて運営をしている団体にありましては、当該団体と速やかに協議をしてこの移行の時期を明確にするようにと、その期限は平成23年3月31日までとするというふうな指示を出して、今それにつきまして各管理職のほうから改善の状況を求めているところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 済みません。そうすると、来年の春からその団体の、現在通帳と印鑑が担当課にあるときの場合、それは団体のほうへ通帳も印鑑も渡すということですか、そこまではいきませんか？

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 非常に、団体といたしましても行政の都合でやっていたいておるものとか、あるいは行政間でそういう団体を組んで会計を持ってるものとかいろいろあります。当然市の補助金を受けて自主的な運営しなきゃいけない団体もありますので、その取り扱い大変難しくなってくると思うんですけども、まずは、お金に関しては1人でやらないと、これはもう大原則で、時間をとらずに直ちに改善を図るということでありまして、よくその団体のほうと話し合いをしなきゃならないというふうに思いますので十分話し合いをしますけれども。ただ、市の補助金を受けてやっているもの、その補助金を市の職員が申請をし、計画を立て、そして執行しその実績を上げてると、そういうような状況も見られますので、そういう点につきましては、期限を切りまして平成23年、来年度末までには移管ができるように協議を急げと、こういうふうな指示をしています。ただ、団体にあつては、なかなか直ちに返せない立場にあるものもあります。ただ、通帳だけ預かっているというところもありますので、そのところは報告を受けた上で十分にそれぞれの課長さんとお話をさせていただいて、改善の方向をきちんとさせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ。

不祥事の再発防止についての基準ということは今示されたわけですが、もう1点聞きたいのは、どういう事例でどういう処分が職員さんに下って、ほんで、今回市長等も含めてですわね、10分の2とか10分の1とかという減額ということになりました。そちらの方面ですわね、基準といいましょうか、そういうもんはでき上がったのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 処分につきましては、過去の例また類似団体の状況などを参酌しながら決定をするわけですがけれども、今回の市長みずから戒めてこのよう

な減額をするということにつきましては、あくまでも市長の意思でなされるわけですので、他の自治体の例から見ましたら大変厳しい内容だというお話も聞かされておりますが、市長としては、さきの不祥事そして今回の不祥事ということで大変心を痛められておまして、みずから大変厳しい結論を出されたんじゃないかというふうに思っております。基準としたものは、これを定めたというふうなことはしておりませんが、市長が今の状況を見て非常に厳しい結論を出されたというふうに私は思っています。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第103号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

（市長、門脇楨夫君、副市長、石川晴雄君、収入役、明石 猛君 入場）

○議長（中澤愛水君） 次に、日程第7、議案第104号、香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、議案第104号につきまして提案させていただきます。

議案第104号、香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）の請負契約の締結について平成21年10月28日付で一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇楨夫

1 契約の目的 香美市新庁舎建設工事（建築本体工事）

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 金14億7,924万円

4 契約の相手方 清水建設・大旺新洋特定建設工事共同企業体

代表者 清水建設株式会社四国支店 執行役員支店長 矢部  
徹

5 支出科目 平成21年度から平成23年度香美市一般会計予算

2款 総務費 1項 総務管理費 17目 庁舎建設費

以上でございます。

次に、資料の1、2と入札結果記録等をつけておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

これは発注者から見た場合に、一般競争入札なのに業者さんが非常に少ないが、それは何か考えるところあるわけですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 今回の件につきましては、9月17日に公告をしております。一般競争入札でございますので、いわゆる参加資格がある方につきましてはJVを組んで何社が入ってきても結構ということにはなりますが、その中でいわゆる制限というものを付けております。建築本体ですから四国内に本社及び支店等を有する者と、それから、建築一式工事につきまして総合評定値が1,400点以上というようなことが、いわゆる主たる企業につきましてはそういう条件付けておまして、それと、従たる共同企業体の構成員となるのに必要な資格につきましては高知県内、せっかくですから高知県内の企業につきましては850点以上の者、それから、香美市にも業者がおりますので800点以上というような制限を付けておまして、この2つでJVを組んで入札に参加してくださいというふうにしております。ちなみに、1,400点以上でいきますと県外、いわゆる資格があるのが29社ございます。それから、次に、従たる者として850点以上としますと県内に22社、それで、800点以上の市内では1社というふうなことになっておまして、この中でJV組んでこられた方が結局は2社というふうな経過になってます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第104号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第105号、香美市新庁舎建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案第105号、香美市新庁舎建設工事（電気設備工事）の請負契約の締結について

平成21年10月28日付で一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇慎夫

- 1 契約の目的 香美市新庁舎建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金2億6,250万円
- 4 契約の相手方 東光・黒潮特定建設工事共同企業体  
代表者 東光電気工事株式会社四国営業所 所長 川崎一孝
- 5 支出科目 平成21年度から平成23年度香美市一般会計予算  
2款 総務費 1項 総務管理費 17目 庁舎建設費

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） これも一般競争入札ということで、さっき本体工事のところでも伺った市の提示した参加資格とかいうふうなものがありましたらお願いします。何点以上と。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 大岸議員さんの質問にお答えします。

同じく平成21年9月17日付で公告しております。資格につきましては、まず建築も次の設備も一緒でございますが、特定建設工事共同企業体の施工という条件が一番最初に全部来ております。それと、共同企業体の構成員数は2社というふうにしております。次に、先ほど建築のほうでもございましたが、いわゆる共同企業体の代表者となる者につきまして、必要な資格につきましては、四国内に本社及び支店を置く者であると。それから、電気工事の総合評定値が1,300点以上というふうな部分がありまして、そのほかに延べ床面積が5,000平米以上の免震の建築をしたことがあるとか、そういった部分を、いろんな部分を付記しております。同じく、次に、共同企業体の代表者以外の構成員となる者につきまして、高知県内に本社を有する者としまして790点以上というような形で、それにつきましてもまた同じような条件をつけております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 県内に本社を置く者で790点以上というふうにお聞きしました。市内はこの場合はないんですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 純然たる市内といいますかそういった者はおりませんけど、ただ、四電工さんが両方に、いわゆる主たる者にも従たる者にもなれるという状況でありました。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） これ本体のほうも初めとしてさっき質問があったわけなんです、2社か3社か4社かいうような形になっておりまして、これは、共同企業体ということでJVを組むいうんですかね、そういうあれで6・4ぐらいの形になっとなじないんかと思えますけど、この縛りいうんがもうちょっとやわらかいいうんですかね、それを3・7とかいうような形は、この6・4なら6・4の共同企業体でそういう、いうたら形に持っていった場合には、赤字になった場合はかなりの負担がかかるわけですね。そこらのことで、私がこの一般競争入札で数が少ないんは、ちょっと香美市の、本市のそういう縛りがちょっと厳しいんじゃないんかとは思いますが、そこらについて説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 通常でしたら7・3とかいうような形とりますけど、今回につきましては、確かに4というリスクは高いです。しかし、もうけも4というので多いということでございます。ただ、今回の件に業者さんが比較的少なかったんですが、問い合わせにつきましては、技術職員、配置する職員のものとかその他の分でよう配置できないというので断念なされたという状況が多くあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっきの本体工事のほうも2社でこの電気工事についても2社ですが、

「電気工事は3社」という声あり

○4番（大岸眞弓君） 電気工事は3社、それになった理由というか、もうちょっと多く含むとかそんなのがないですか。より多く機会を市内の業者に、こういう工事に参加する機会をというようなあれはないですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） あくまでも質問とかいった部分でしか状況は把握できません。ただ、これにつきましては、審議会の中でも十二分に審議されて、結果的にこういう形で公告させていただいたと。電気工事の総合評価が1,300点っていうのはそれほどきついものではないというふうに考えておりますし、県内企業で790点につきましてもそれほどのもんではないと。ただ、免震構造の建築工事の実績があるとか、そういった部分も大手さんにつきましては十二分にあるわけですので、そういった部分をクリアしてきております。ただ、1つは、監理技術者とかいう方の配置が、例えばほかに（工事が）おって工期が重なった場合は置けんわけですわ。ですから、その部分の中

で業者さんが苦慮してあきらめたという結果はあるかと思えますけど、基準そのものがすごく厳しいというふうには、実際主たる代表者となる業者さんから電話ありましたけど、聞いておりません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第105号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第106号、香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、提案させていただきます。

議案第106号、香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）の請負契約の締結について平成21年10月28日付けで一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成21年11月10日提出、香美市長 門脇楨夫

- 1 契約の目的 香美市新庁舎建設工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金3億3,600万円
- 4 契約の相手方 菱和・日本化工特定建設工事共同企業体  
代表者 株式会社テクノ菱和四国営業所 所長 中田泰宏
- 5 支出科目 平成21年度から平成23年度香美市一般会計予算  
2款 総務費 1項 総務管理費 17目 庁舎建設費

次に、資料としまして、概要と入札結果記録を添付しておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 済みません。これも先ほどと同様になりますが、市の提示し

た資格について、制限についてお聞きをしたいですが、何点以上と。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 工事の施工方式等は全部同じでございますので、点数を申し上げます。いわゆる共同企業体の代表者となる者につきましては、四国内に本社及び支店等がある者と、それで、評定値が1,300点以上、次に、共同企業体の代表者以外の構成員となる者につきましては、総合評定値が790点以上というふうにしております。

○4番（大岸眞弓君） 県だけ？県で790点以上。

○財政課長（後藤博明君） 県内です。

○4番（大岸眞弓君） 県だけ。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 済みません。さっき電気工事のところちょっと、もう1回聞くことができなかつたんですが、私が質問した意味は、JVを2社で組んでますよね、両方ともね。この1社の、その2社じゃなくてもう1社はどっか市内からとかいうふうなことはできないのかということを知りたいんですが、これも同様ですのでやっぱりその資格の、点数の関係ですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 一番最初にこの公告が、結局どういったもので、資格でやるかということにつきましては、香美市にある契約等審査会で諮りましてどういう形でいくかと。ですから、その中でいわゆるJVの2社という決定を、討議された中で決定をされておると。それを受けて、公告につきましてはそういう形をとらせていただいたというふうになりますので。もしそれでいけば、契約等審査会の内容まで入りますので、ちょっとここには（資料を）持ってきておりませんので。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

以上で今議会に付された議案はすべて議了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告第25号から報告第30号までの報告案件6件と議

案第101号から議案第106号までの6議案が上程をされ、慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。特に庁舎建設については、香美市のシンボルとして予定工期内にトラブルもなく立派に完工できますことをお互いに念ずるところであります。

さて、あすからは議員研修も予定をされております。本月26日には第7回の臨時議会も予定をされております。議員各位におかれましては、健康に留意し、議員活動に邁進されますようお願いをいたしまして閉会のあいさつといたします。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

各議案に対しまして適切なる決定をいただきましてありがとうございます。特に議案第103号につきましては、不祥事に係る私ども執行部の責任といたしまして提案をさせていただきます。給与減額によりましてその責が免れるものではないというふうに思っております。大変市民の方々にも申しわけなく、また、香美市の信用失墜をせしめたということで、大変申しわけなく、重ねておわびを申し上げる次第でございます。

議案第104号、議案第106号につきましても、議案第104号から議案第106号の庁舎建設工事の請負契約につきましても、皆さん方の決定をいただきました。いよいよ庁舎建設に取りかかってまいります。さまざまなまだ課題も、また、近所に対する配慮も必要かと思えます。そうした面にも特に気を配りながらこの庁舎建設を目指してまいりたいと思っておりますので、議員各位のご指導、ご協力を今後ともよろしくお願いを申し上げます。閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成21年第6回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前11時30分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 6 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第6回香美市議会臨時会会期及び会議(審査)の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第 1 日	11月10日 (火) 午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・議案提案 説明 ～ 採決</li> </ul>

21香美議発第56号  
平成21年11月10日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

議決した議案等の送付について

平成21年第6回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 101	平成21年度香美市一般会計補正予算(第4号)	H21.11.10	可決
議案 102	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正 予算(第2号)	〃	〃
議案 103	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改 正する条例の制定について	〃	〃
議案 104	香美市新庁舎建設工事(建築本体工事)の請負 契約の締結について	〃	〃
議案 105	香美市新庁舎建設工事(電気設備工事)の請負 契約の締結について	〃	〃
議案 106	香美市新庁舎建設工事(機誠設備工事)の請負 契約の締結について	〃	〃

21香美議発第55号  
平成21年11月10日

香美市長 門脇 槇夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

### 会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第6回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

### 記

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| 1. 会議の別  | 臨時会                     |
| 2. 開 会   | 平成21年11月10日             |
| 3. 閉 会   | 平成21年11月10日             |
| 4. 会 期   | 1日間                     |
| 5. 議員の出欠 | 出席 23人 欠席 2人            |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの 6件(議案 6)        |
| 7. 議決の状況 | 可 決 6件(予算 2・条例 1・その他 3) |
| 8. 議決書の写 | 別紙のとおり                  |
| 9. 会議録の写 | 作成次第後送                  |